

熊本県外国人材受入支援センターのご案内

平成29年11月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されることにより、新たな技能実習制度の運用が開始され、制度の活用を希望する企業等の増加が予想されます。

そのため、本会では、熊本県からの委託事業として、技能実習制度をはじめとした外国人材の受入れ等に関する各種相談に対応する相談窓口を平成29年11月1日より設置しています。

■ 相談受付時間

- ・月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)
- ・10時から17時(12時から13時までは昼休み)
- ※ 電話、メール、来所(要予約)

■ 主な相談内容

- ・外国人技能実習生の受入方法
- ・新しい技能実習制度に関する相談
- ・技能実習以外の外国人材の雇用に関する相談 等

※ 外国人技能実習制度とは

技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としております。

技能実習制度は、外国人が出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の「技能実習」の在留資格をもって日本に在留し、技能等を修得する制度で、平成5年に創設されました。

※ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律とは

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講じられています。

■ 問い合わせ先

窓口: 熊本県外国人材受入支援センター(熊本県中小企業団体中央会内)

電話: 096-237-6725

Eメール: kgjc@kumachu.or.jp

所在地: 熊本市南区流通団地1丁目21番地

熊本県中小企業団体中央会